

清水口夏まつり出店についての説明（公募用）

清水口夏まつり実行委員会

1. 出店申込について

清水口夏まつりに出店を希望される自治会以外で一般の方は出店申込書をご提出ください。

出店いただける方は、

- ・清水口小学校区にご縁のある方、
- ・出店代表者（または代理となる方）が出店代表者会議に出られる方
- ・実行委員会指示を遵守いただき、ご協力頂ける方

となります。以下のいずれかの方法で 6/末迄に申し込みください。

右のQRコードにアクセスいただき申し込み登録いただくか

<http://r.mcsm.jp/m2026> にアクセスし登録ください。



もしくは <http://r.mcsm.jp/m2026youshi> にアクセスし「2026 夏まつり出店申込書.xlsx」を

ダウンロードいただき記入の上、メールにて事務局「tsunagari@ml.mcsm.jp」へ提出ください。

出店協力金として、1 万円を徴収させていただきます、ご了承ください。

非営利活動での出店及び出店者代表が学生の場合は、5 千円を徴収させていただきます。

出店協力金は、出店者代表会議で申し受けいたします。

テント用に、約 3 x 3 m までの場所をご用意します。

テントを大きくする場合、間口を 3m 追加が可能です。この場合、出店協力金が 5 千円 追加です。

原則、テントは出店者でご用意、設営ください。

実行委員会にテントの用意および設営、長机を申し込まれる場合、下記の設営費用を徴収させていただきます。

- | | | | |
|-------------------|------|-------------------|------|
| ・標準テント（約 3 x 6 m） | 1 万円 | ・テント半分（約 3 x 3 m） | 5 千円 |
| ・長机 2 つまで | 2 千円 | | |

ただし、お祭り当日および翌日の本部テント設営及び撤去作業にご協力いただく場合、上記の設営費用は免除させていただきます。

出店内容には、関係者への商品配布、懇親、販売などを申込書にお書きください。

事故や食中毒等には十分に注意を払い、出店者の責任でご対応ください。

2.出店代表者会議について

出店を申込み団体に置かれましては、出店代表者会議にご参加ください。

日時：7月5日（日）17時～18時

場所：西白井複合センター 2階 研修室

内容：出店申込の最終確認と出店場所及び注意事項の説明を行います。

対象：出店に関する代表者又はその代理となる方（2名まで）

※出店代表者会議に欠席の場合は、出店を取り消します。

3.出店に関する取り決め

（1）取扱品目の制限（食品衛生法に基づく屋台等での飲食営業取り扱い要項）

下記の通り、取扱品目には制限があります、ご注意ください。

食品に関するお問い合わせは、印旛保健所（電話：043-483-1133）までお願いします。

① 加熱調理食品

焼き鳥、たこ焼き、焼きそば、お好み焼き、今川焼き、ドッグ類などの加熱調理食品で調理工程が簡易なものに限ります。おにぎり・カレーライス等の米飯類やハンバーガー・サンドイッチ等の調理パン類、きゅうりなどの漬け物の提供はできません。

② 非加熱調理食品

かき氷（食品衛生法規格基準に適合するもの）、ところてんに限ります。

③ 飲料

缶・瓶・ペットボトル、デispenser等に充填された酒類および清涼飲料水に限ります。

ただし、瓶で販売する場合には、販売者が瓶の回収に責任を持つこと

④ クリーム類及び乳類

冷蔵保存を要する生クリーム類および乳類の提供はできません。

（2）検便のお願い

調理食品を扱う出店では検便（検体の提出）をお願いします。

検体提出は出店者ご自身で食品衛生協会までお願いします。

・提出先：千葉県印旛保健所管内食品衛生協会

〒285-8520 千葉県佐倉市鎗木仲田町 8-1（印旛合同庁舎内）

電話番号：043-483-1179

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kf-inba/kenkousoudan/kenben/index.html>

※検便日は毎月1回、水曜日（9：00～11：00am）となっています。ご注意ください。

検便が必要なのは、直接食材に手を触れ調理を行う方です。

検査料は、1検体当たり1,600円です。検査結果を郵送でお願いする場合、郵送料がかかります。

郵送料につきましては、提出先にご確認ください。

検便をされる方の人数を申込書にご記入いただければ、検体提出の容器（検便容器）と伝票を実行委員会で用意し、出店代表者会議にてお渡しします。

(3) 車両の乗り入れ時間について

搬出入などに使用される車両の公園への乗り入れの時間は下記のとおりです。

8月1日（土） 08時～15時まで

8月2日（日） 08時～11時まで

非常時への対応を考慮し、乗り入れ時間を厳守ください。

乗り入れ時間以外の公園内での駐車は、本部で使用する車両以外は認められません。

(4) ゴミ箱の設置

毎年、多くのゴミが発生しています。

ゴミが出る出店者においては、テント前に、大型の分別ゴミ箱（燃えるゴミ、ビン・缶類）の設置をお願いします。自前のゴミ及びゴミ箱は、必ずお持ち帰りください。

瓶で販売する場合には、瓶の回収に責任を持っていただきます。本部では瓶の回収を行いません。

(5) 電気・水・氷・火気について

①電気

電気を使用する場合は、申込書にコンセントの「要・不要」をご記入ください。

申込書によりコンセント1口(容量 1.5kw)を配線します。

容量をオーバーして使う事、夏まつり当日の電気使用の申し込みはできません。

発電機の使用は可能ですが、必ず、消火器を準備ください。

②水

水につきましては、出店者各自にてポリ容器などをご用意ください。

③氷

氷につきましては、出店者各自でご用意ください。

下記にて板氷を販売していると思われます。

在庫の確認など各自で事前に問い合わせください。

・越ヶ谷製氷(株)松戸営業所：047-710-8131

・ベルク白井店：047-497-2000

⑤ 火気

ガスや炭火などの火気の使用は、使用するものと目的を出店申込書に記入してください。

必ず、消火器を準備ください。

ガスコンロや炭火では、必ず断熱材を机の上に敷いて確実に断熱処置をしてから使用ください。

火気の使用については、夏まつり当日、消防署の点検と指導がありますので、ご対応ください。

(6) 行事開催届

① **既に千葉県内一円で「屋台・露店等で飲食店営業」又は自動車を利用して行う営業」の許可を有している方や「臨時施設での飲食店営業」の許可を有している方は、それぞれの許可条件の範囲内で営業可能です**

② **既に営業届出済みの方**
営業届で認められている範囲内で営業が可能です

③ **関係省庁への届出**
各出店者はどちらかの形で出店するかを決定し必要な届け出を行ってください。
主催者側では上記の営業許可を持っている方を含めた保健所への届出を今年度は行いません。

印旛保健所（印旛健康福祉センター） 佐倉市 鐺木仲町 8-1
TEL : 043-483-1133（代表）

以上